

〔史料〕

ドイツ中世商人の日記の邦訳（５）

「ルーカス・レームの日記」（1494 1541年）

山本 健*

Translation of a Medieval German Merchant's Diary (5)

— *Tagebuch des LUKAS REM aus den Jahren, 1494-1541* —

Takeshi YAMAMOTO

邦訳 ルーカス・レームの日記（1494 1541年）

アウクスブルク市の商業史への寄稿（1861年）、B・グライフ編

— 日記の目次（1～110ページ） —

編者の序言	S. ~ XX
第1章 私の両親の出生と結婚式そして〔それ以外の〕若干の情報 〔ルーカス・レーム3世の家系図の紹介〕	1～4ページ
以上、第10号（2002年11月）掲載	
第2章 私の誕生、人生そして頻繁な長期にわたる旅行（商旅）	

*やまもと・たけし：敬愛大学国際学部助教授 ドイツ中世史

Associate Professor of German Medieval History, Faculty of International Studies,
Keiai University.

第1節 ルーカス・レームの誕生と子供時代：1481 ~ 1494年

第2節 ルーカスの青春期（商業見習いの時代）：1494 ~ 1499年

第3節 ヴェルザー商会の社員時代：1499 ~ 1517年

(A) リヨン支店時期 1499 ~ 1503年

(B) ポルトガル滞在期間 1503 ~ 1508年

(C) 再契約後の煩多な1年間 1509年

以上、第12号（2003年11月）掲載

(D) アウクスブルク本店への帰路の旅 1510年

(E) アントウェルペン支店時期 1511 ~ 1517年

(F) 退職をめぐるヴェルザー商会との揉め事 1517 ~ 1518年

第4節 ルーカス・レーム商会の最高経営者時代：1518 ~ 1541年

(A) ルーカスとアンナ・エカインとの結婚 1518年

(B) 新会社レーム商会の設立と営業活動 1518 ~ 1540年

第5節 ルーカスの晩年期（大病と湯治療養）：1521 ~ 1540年

(A) 1521年〔40歳〕の大病とカルプでの湯治療養

(B) 1524 ~ 25年〔43 ~ 44歳〕の大病

(C) 1529 ~ 30年〔48歳〕の大病

(D) 1535年〔54歳〕の大病

(E) 1540年〔58歳〕の大病

以上、第13号（2004年6月）掲載

第3章 財産覚書き

30 ~ 42 ページ

第1節 母親からの譲渡財産総額

第2節 ヴェルザー商会時代の決算書から見た収益率

(A) リヨン支店時代 1498 ~ 1511年

(B) アントウェルペン支店時代 1511 ~ 1517年

第3節 ルーカス・レーム商会時代

(A) 新ルーカス・レーム商会の設立経緯

(B) レーム商会に対するルーカス・レーム個人の投資額と利益率、

そして資産額の増加

以上、第14号(2004年12月)掲載

第4章 私の婚約と結婚、支出、贈与物	43 ~ 51 ページ
第1節 婚約と結婚の1518年	
第2節 結婚衣装費用	
(A) 新郎の結婚衣装費用	
(B) 新婦の装身具と結婚衣装費用	
第3節 結婚式での引き出物とその送り先	
(A) 新郎側からの引き出物とその送り先	
(B) 新婦側からの引き出物とその送り先	
第4節 結婚式および披露宴での飲食費と領主からの高価な祝儀(鹿)	
(A) 飲食費	
(B) 私への高価な祝儀(鹿)とその贈り主	
第5節 結婚式に関する見積もり諸経費	
第6節 私が受け取った結婚財産と妻の相続財産	
(A) M・エカインから供与された財産額	
(B) エカイン家の財産分割と妻の取り分	
第7節 祝儀覚書き	
第5章 親族たちの結婚式などで贈った祝儀とその贈り先	52 ~ 55 ページ
以上、本号	
以下、次号掲載予定、章タイトルは暫定訳	
第6章 私の隠居分(相続・取得した動産を含む)	56 ~ 63 ページ
第7章 私の私生児の誕生と彼らの性格	64 ~ 65
第8章 私の嫡出子の誕生	66 ~ 70
第9章 私の商会の雇用人	71 ~ 72
第10章 私の納税	73 ~ 76
注記	77 ~ 110

(注記) 訳文の〔 〕内の日本語は、理解を容易にするために訳者が補充したものであり、()内は原語である。
各章内の小見出し(節)も、同様な趣旨から訳者が書き加えたものである。
(注)は重要な内容のもののみを原注から選び、通し番号を付けた。また、原注にはないが、必要と思われる関連文献も(注)に記載した。

第4章 私の婚約と結婚、支出、贈与物

[S.43]

† イエス・マリア 1518年 †

5月17日、アウクスブルク市にて

第1節 婚約と結婚の1518年

1518年〔37歳〕 5月17日

聖なる三位一体と高貴なる処女にして聖母たるマリア、そして天にまします主なる神の御名において。

私の尊敬すべき母親、兄弟たち、その他の多くの信頼できる親族 (Fraind) たち、そして立派な後見人たちの多くの、長いそして厳かな立ち会いの下、5月14日に私の婚約が〔新郎側の〕ルーカス・ヴェルザー (Lucas Welsler) とバルトロメオ・レーム (Bartolomeo Rem) と、〔新婦側の〕マルクス・エカイン (Marx Echäin) とコンラート・レーリンガー (Conrad Relinger) との間で同意された。

そして5月17日(月曜日)の〔午後〕1時から2時の間に、最終的に、私ことルーカス・レームと新婦ことアンナ・エカイン (Anna Echäinin)

彼女は今は亡きジョルク・エカイン (Jerg Echäin) とアンナ・ア
ンドルファー (Anna Endorferin) 夫婦の嫡出子である との〔本人
同士の〕間での婚姻合意〔婚約〕が成立した。神が私たちに、魂、身体、
名誉そして財産に関して多くの幸運を与えて下さるように。

この婚約成立の場に出席してくれた私〔新郎〕側の人びとは、市長
ヨルク・フェッター (Jerg Vetter)¹⁾、ルーカス・ヴェルザー、ヴァイガ
ント・フォン・ディンハイム (Weigand von Dinheim)、ヴォルフ・レーム

博士 (Dr. Wolff Rem)、ヴィルヘルム・レーム (Wilhelm Rem)、バルトロメオ・レーム、マテウス・レーム (Matheus Rem)、ジヨルク・フォン・アルゲン (Jerg von Argen) そして私の兄アンドレス (Endris)。〔他方〕新婦側の出席者たちは、マルクス・エカイン、ウルリッヒ・ヴァイス (Ulrich Weys ^{§2})、シュテファン・アンドルファー (Stefan Endorfer ^{§3})、ウルリッヒ・レーリンガー (Ulrich Relinger)、ハンス・ボンガルトナー (Hans Bongartner ^{§4})、老ハンス・ラウギンガー (Hans Lauginger elter) である。

[S.44]

注意書き [Notta]:

新婦の祖父たちは、〔父方が〕ジヨルク・エカイン、〔母方が〕ハンス・アンドルファー (Hans Endorfer) である。彼らの妻は〔前者が〕クララ・レーリンガー (Clara Relingerin) で、〔後者が〕バルベル・グレスラー (Barbel Greslerin) である。

1518年〔37歳〕 5月30日

5月30日(月曜日)に、私が望んでいた結婚式を、私たち〔家族〕はもう一刻も待てなかった。マテウス・エカイン〔今は亡き相続人〕の家へ転居した。そこにはシュテファン・アンドルファーが住んでいた。〔結婚式は〕聖母教会〔で催された〕。〔婚礼の〕祝宴〔披露宴〕(die Mäll u. Fest ^{§5}) は私の母の〔生〕家〔=ヴェルザー家〕で開催され〔、ほぼ8日間続いた〕⁽⁶⁾。

以下は、私〔新郎〕と新婦の衣装のために私が支出した経費、私が贈った引き出物そしてその後に〔私に贈られた〕祝儀など〔を記録したもの〕である。招待〔客〕が誰であったのかも理解できよう。

† イエス・マリア †

第2節 結婚衣装費用

(A) 新郎の結婚衣装費用

(1) 結婚式で着用する新郎の衣服について

	数量	金額 (fl.)(ℓ.)
婚礼用礼服の上着 (ein hochzeitliche Rock)		
・目の細かい黒色のライデン産の布地 ⁽⁷⁾ (ein fein schwartz Lindisch Tuoch)	8¼ エレ ⁽⁸⁾	13. 12.
・ピロード (Samet) ⇨縁飾りとして	3 エレ	4. 10. ^(*)
・仕立て代 (Macherlon)		10.
	計	18. 12.

(*) 表示はアントウェルペン市での購入価格、以下同じ。

舞踏用の衣装 (ein palt Rock)		
・目の細かい黒色のライデン産の布地	4 エレ	6. 12.
・縞子 (サテン : Atlas/Satin) 当地 (アウクスブルク) で購入	1½ エレ	3.
・仕立て代		07.
	計	9. 19.

ジャケット (ein Wamen) ⁹⁾		
・黒色のピロード (Schwartz Samet)	5½ エレ	7. 14. ^(*)
・裏地 (Fuoter)+ 縁飾り (Franssen)+ 仕立て代		1. 06.
	計	9. 00.

ガウン		
・メックラー産の薄紅色の布地 (ein Mechler Rosen Tuoch)	5½ エレ	1. 13.
・ピロード ⇨ 縁飾りとして		10.
・裏地		03.
・衣装の紐 (Nestel) など		01.
・仕立て代		02.
	計	2. 09.

新しい帽子 (ein nui Baret)	1 個	1. 10.
	計	1. 10.

(2) 婚礼後の8日間の披露宴⁽¹⁰⁾での新郎の衣服について

披露宴の上着 (eine Nachhoff verkleidung)

・ 目の細かい灰色のライデン産の布地	8½ エレ	9.	(*)
・ 黒色のピロード	3 エレ	4.	10.
・ 仕立て代			10.
		<hr/>	
	計	14.	00.

ジャケット

・ 褐色のダマスク (風花模様 : Damast) 織の 布地	5 エレ	7.	
・ バルヘント織 (Barchent) の布地 ⇒裏地として			07.
・ 紐			02.
・ 仕立て代			06.
		<hr/>	
	計	7.	15.

[S.45]

ズボン (eine Hose)

・ 黒茶 (鶯) 色の目の細かい布地 (braun Stamet) ¹¹⁾	1½ エレ	1.	16.
・ タフタ (琥珀織 : Zendel/Taft)			04.
・ 裏地			03.
・ 仕立て代			02.
		<hr/>	
	計	2.	05.

以上、私の衣装代は締めて、総額 65 グルデン (fl.) 10 シリング (B) である。(~) [A]

トイエス・マリアト

以下は、私が新婦に贈った贈り物〔装身具〕さらに新婦の衣装代などに支払った金額である。

(B) 新婦の装身具と結婚衣装費用

(1) 新婦の装身具について

	数量	金額 (fl.)(ℓ.)
すばらしく大きなルビーの指輪 (ein schon gros Rubin korn) ¹²⁾	1個	30.
これは、私が10年も前から身に付けていた ものである。その指輪を、5月17日に新婦 たるアンナ・エカインに〔婚約指輪として〕 贈った。		
	計	30. 00.
太い金のネックレス (ein braite guldine Ketten)	1個	36. ⁽¹³⁾
(ハンガリー・ドカート金貨)		40.
・仕立て代		6.
	計	98. 00.
ダイヤの指輪 (ein Diemant Ring)	1個	32.
	計	32. 00.
サファイヤをはめ込んだ金の指輪 (ein Safir in Gold gefast)	1個	24.
この と の2つの指輪を新婦に結婚指輪 (gemechel Ring) ¹⁴⁾ として、5月30日に贈った。		
	計	24. 00.
金の長いネックレス (ein guldine Brunenkettin) ¹⁵⁾	1個	15.
(ドカート金貨)		15.
	計	36. 00.
小さなルビー (ein Klein Rubin)	1個	10. 09.
私が購入し、縁取りさせ、そして結婚後に 新婦に贈った。		
	計	10. 09.

注意書き [Notta]:

新婦の父たるマルクス・エカインは新婦たる娘アンナ・エカインに100
グルデンを贈与した。彼女はその金銭を利用して〔以下の品々を〕購入

した。

- ・ 婚姻用の2本のベルト (Girtlen) 20 グルデン
- ・ 縞子 (サテン: Satin) の下着 (ein b.atlas Underrock)
(その仕立て代をも含めて) その仕立屋に新・旧の貨幣で支払う。
- ・ 新婦から新郎への贈り物 (Breigoff)¹⁶⁾をも購入した。
それは、すなわち、
 - ・ 2枚の肌着 (Hemd)
 - ・ 入浴セットとその関連品 (Badsack mit seim zugehör)
 - ・ その他の多数の品々 これらは、結婚式場には無かった品々であった
 - ・〔さらに〕多くの個々の品々 私はそれらを忘れてしまった
 - ・ モーニング (裾のついた衣服: in als)¹⁷⁾

以上、69 グルデン 〔C〕

(2) 新婦の結婚衣装について

裾の長いウエディングドレス (ein geschwänzten hochzeit Rock)¹⁸⁾

新婦はこれを着て、〔結婚式場の〕教会や舞踏会に赴いた。

- ・ 黒色のダマスク織の布地 24 エレ 48.
 - ・ 金糸の布地 (ein gulden Tuoch)
⇒ 縁飾りとして (ニュルンベルク・エレで) 1 エレ 9. 10.
 - ・ バルヘント織の布地 ⇒ 裏地として X エレ 3.
 - ・ 仕立て代 2.
-
- 計 62. 10.

披露宴用のドレス (ein Nachhoff Rock)

- ・ 黒茶 (鳶) 色の目の細かい布地 12 エレ 14. 08.
- ・ 金糸の布地
⇒ 縁飾りとして (ニュルンベルク・エレで) 1 エレ 9. 10.

これは、習慣に従って、私が新婦に贈ったものである。

計 23. 18.

シャウベ (高価なマント: Schaubе)¹⁹⁾

・目の細かい灰色のライデン産の布地	8½エレ	9.	(*)
・ピロード ⇨縁飾りとして	3⅓エレ	6.	13.
		計	15. 13.

[S.46]

冬期用のシャウベ

・二重のラクダ織 (ain dopel Camelott) の 布地	1反 (Stuck)	14.	(*)
・赤色のピロード	3エレ	7.	
		計	21. 00.

シャウベ

・黒色の目の細かい布地 (schwartz a la piana)	¼反	10.	
・ピロード ⇨婦人服の広い襟 (eine Goler) として	4エレ	7.	10.
		計	17. 10.

金糸の婦人用帽子 (ein guldine Haub)

彼女自身が購入したもの。

1個 10.

計 10. 00

以上、締めて総額は382グルデン (fl.) である (~)。 [B]

† イエス・マリア・イン・アウクスブルク 1518年5月31日 †

第3節 結婚式での引き出物とその送り先

(A) 新郎側からの引き出物とその送り先

送り先 / 用途 / 引き出物	数量	金額
主婦: パルベル・フォン・ダインハイム (Barbel von Dynhaim : 花嫁の乳母)		(fl.)(fl.)

長上着 用としての

・良質の綴れ織りの布地 (ein fein tavett-Tuoch)	8エレ	10.	(*)
・ピロード (Samet)	4½エレ	9.	

	計	19. 00.
ウルズラ・フォン・アルゲン (Ursel von Argen : の妹)		
マント 用としての		
・ 黒色のベルン産の布地		
(ein schwarz Berner Tuoch)	10 エレ	9. 10.
	計	9. 10.
フロイレン・ルーカス・ヴェルザー		
(Fröylen Lucas Welsler : 長女)		
・ 褐色の目の細かい布地		
	12 エレ	11. 08.
・ ピロード		
	1 $\frac{1}{8}$ エレ	2. 10.
	計	13. 18.
アンドレス家 (Endris : 私の長兄一家)		
アンドレス本人		
・ 褐色のダマスク織の布地		
	5 エレ	7.
1 着のズボン 用としての		
・ 目の細かい布地		
	1 $\frac{1}{2}$ エレ	1. 16.
	小計	8. 16.
アンドレスの妻		
シャウベ の代わりに		
・ 彼らの家紋の付いた銀製の水差し		
	1 個	20.
	小計	20. 00.
アンドレスの息子 (アンドレス)		
・ 褐色のダマスク織の布地		
	2 $\frac{1}{2}$ エレ	3. 10.
上着とズボン 用としての		
・ 目の細かい布地		
	5 $\frac{1}{2}$ エレ	5.
	小計	8. 10.
アンドレスの4人の娘たち		
各人、1 着の上着 用としての		
・ 目の細かい布地 (4 着分)		
	19 エレ	17. 12.

縁飾り 用としての

・ 4着分のピロード	1½エレ	3. 07.
	小計	20. 19.

私の新妻も兄アンドレスとその息子に、金糸で刺繍された、いわゆるグルデンシャツ (Guldenhemd)^{§20}をそれぞれ1枚ずつ贈った。

計 58. 05.

ハンス (Hans : 私の直ぐ下の弟)

・ 褐色のダマスク織の布地	5エレ	7.
・ 褐色の目の細かい布地	1½エレ	1. 16.
	計	8. 16.

クリストフ・エカイン (Christoff Echain : 私の妻の兄弟)

・ 褐色のダマスク織の布地	5エレ	7.
・ 褐色の目の細かい布地	1½エレ	1. 16.
	計	8. 16.

[S.47]

シュテファン・アンドルファー (Steffan Endorfer : 妻の親族)

・ 褐色のダマスク織の布地	5エレ	7.
・ 褐色の目の細かい布地	1½エレ	1. 16.
	計	8. 16.

ジークムント・ヴェルザー (Sigmund Welser : 花嫁の付添人)

・ 褐色のダマスク織の布地	5エレ	7.
・ 褐色の目の細かい布地	1½エレ	1. 16.
	計	8. 16.

クリストフ・エカイン (Christoff Echain : 花嫁の代父)

・ 褐色のダマスク織の布地	5エレ	7.
・ 褐色の目の細かい布地	1½エレ	1. 10.
	計	8. 10.

ヨハン・フォン・ディンハイム (Johan von Dynheim)

・ダマスク織の布地	3½エレ	4. 18.
・褐色の目の細かい布地	1エレ	24.
	計	6. 02.

マルティン・フランツ (Martin Frantz⁽²¹⁾ : 私たちの社員 Diener)

・ダマスク織の布地	5エレ	7.
・目の細かい布地	1½エレ	1. 10.
	計	8. 10.

ハンス・バハマイル (Hans Bachmair : 私の奉公人 Knecht)

上着 用としての

・褐色のライデン産の布地	6エレ	4. 10.
--------------	-----	--------

ズボン 用としての

・目の細かい布地		1. 07.
----------	--	--------

・裏地		03.
-----	--	-----

ジャケット 用としての

・バルヘント織の布地と裏地		12.
---------------	--	-----

・全ての仕立て代		08.
----------	--	-----

・靴 (Schuoch)	1足	04.
----------------	----	-----

計 7. 04.

ベルベリン・オプトリン (Berbelin Optlin : 私の母の乳母)

上着 用としての

・目の細かい布地	6エレ	5. 08.
----------	-----	--------

・褐色のピロード	½エレ	1. 02.
----------	-----	--------

・仕立て代		04.
-------	--	-----

計 6. 14.

ハンス (Hans : Heckel の奉公人 Knecht)

1組のズボン 用としての

・目の細かい布地		
----------	--	--

・裏地		
-----	--	--

ジャケット 用としての

・バルヘント織の布地
・裏地

計 2. 00.

ディリンゲンの聖ウルリッヒ修道院 (Sct. Ulrichs Closter) の
品位ある御婦人方と私の姉妹

・私と一緒に買い物をする楽しい時間を
享受できる金銭

3.

計 3. 00.

クリストフ・エカイン (と同一人物)

・私の結婚披露宴でマルクス・プフィスターとの
馬上槍試合で勝利し、その褒美として獲得した
小さな指輪

5.

計 5. 00.

私と妻の下男・下女たち (Ehehalten)

・靴

各1足 1. 09.

計 1. 09.

(B) 新婦側からの引き出物とその送り先

私の兄弟 [アンドレス、ハンス]

新婦の兄弟

アンドレスの息子 [アンドレス]

ジャン・ディンハイム (Jan Dynheim)

マルティン・フランツ (と同一人物)

・各人に、シュツ (Hemt)

15.

計 15. 00.

花嫁の付添人たち (、 と同一人物)

舞踏会の招待者たち

狩猟親方 (Jegermaister)

槍持ち (Stichel)²²⁾

・各人に、外国産の立派な、大きな鉄製の プロテクター（甲冑：Schnellier）そして 花冠（Kränze）。費用は締めて	32.
	計 32. 00.

祝儀〔ガーブゲルト〕(Gabgelt) ²³⁾ 持参の下男・下女	
・返礼金（その合計金額）	23.
祝儀の金銭価値に応じて（1グルデンにつき3 クロイツァの換算）	
	計 23. 00.

以上、引き出物に支出した経費の総額は、254グルデン（fl.）であった
（ ~ ） [D]

第4節 結婚式および披露宴での飲食費と領主からの高価な祝儀（鹿）

（A）飲食費

次に、結婚式当日の朝に11テーブル、晩に13テーブル、その後の披露宴での朝・晩にも幾つものテーブルが設けられた。

[S.48]

品目	経費（fl.）
ワイン代（Wein）	50.
魚料理代（Fisch）	42.
香料（Spezerei）など	12½.
給金（Dienstgelt）	21⅔.
・調理人（Kochen）	
・酒蔵番（Keller）	
・刃物師（Messerschmiede）	
・ブドウ山監督官（Berkemaier）	
・都市の楽隊（Statpfeifer）	
・穀倉（/家畜）管理人（Steidlin）	
・鼓手（ドラマー：Trommelshlager）	

・下男と下女 (Knechten u. Megde)

食料品他

87½.

・パン (Brot)

・肉 (Fleisch)

・雌鶏 (Hennen)

・食用雄鶏 (Caponen: Kapaun)

・家禽 (Hühner)

・塩 (Saltz)

・ラード (Schmaltz)

・燃料用の薪 (Holtz)

・ローソク (Kertzen)

・ケーキ (Kuchen)

・その他 この金額はそう多くない。

この「その他」の経費は、コンラート・クナウス (Conrad Knaus) とマルティン・フランツ (Martin Frantz) たちが、私が支払いに関する2冊の小帳簿 (2 biechlin) を作成した時に、支払った。

(B) 私への高価な祝儀 (鹿) とその贈り主

クリストフ・エッゲンスベルガー (Christoff Egensberger)²⁴⁾

・(雄)鹿 (Hirss: Hirsch): 1頭

ヤーコブ・フッガー (Her Jacob Fugger)

・雌鹿 (Wild): 1頭

・のろ鹿 (Rech: Reh): 1頭

アウクスブルク司教

・のろ鹿: 1頭

ブレム (Prem) 司教

・のろ鹿: 1頭

ヴァイガント・フォン・ダインハイム (Weigand von Dynheim)

・のろ鹿：1頭

アントーン・ホノルト (Anton Honolt)²⁵⁾

・のろ鹿：1頭

これは、彼の〔所領たる〕カウフボウレン (Beyra)²⁶⁾
から贈ってくれた鹿である。

これらの祝儀に対して、私は花輪を添えないで

(on die krentz) 返礼した。 8 $\frac{1}{3}$ 。

以上で、私の結婚式には、衣装の贈り物〔代金〕を除いて、総額 222
グルデン (fl.) が〔諸経費として〕かかった(~)。 [E]

† イエス・マリア 1518年 †

第5節 結婚式に関する見積もり諸経費

以下は、私の結婚式の際に予め提示された見積もり〔予算〕諸経費
(foranzeigten Costen u.Uncosten) 結婚式の際の全ての金額を総計した
〔予算〕経費 である。

私自身〔新郎〕に関して	数量	金額	
		(fl.)(ℓ)	
・私自身の新調の衣服			
〔結婚式当日用とその後の披露宴用〕 2着		65. 10.	
	計	65. 10.	[A]

私の妻に関して

・妻への指輪 (4個) とネックレス (2本)		230. 09.	
・結婚式用と披露宴用のドレス	各 1 着	86. 08.	
・シャウベ	3 着	54. 03.	
・婦人用の帽子	1 個	10.	
	計	381. 00.	[B]

私の花嫁が支出したものの〔金額〕は、

・花嫁のベルト

- ・ベチコート
 - ・その他の結婚式に必要な品物
 - ・私のシャツ、入浴品〔香料石鹸〕など
- これらは、上記の嫁入り支度に含まれる物である。

計 69. 00. [C]

私は花嫁から受け取った金額をすべて受入れ金として、また支出した金額をすべて支払い金として処理した。

他人に贈った引き出物としての布地と衣服〔の代金〕

254.

計 254. 00. [D]

[S.49]

そして、結婚式そのもの、飲食物など〔の代金〕

222.

計 222. 00. [E]

以上、結婚式に費やした総額〔A + B + C + D + E〕は締めて、991 グルデン (fl.) 10 シリング (℔.)

† イエス・マリア 1518 年 †

第 6 節 私が受け取った結婚財産と妻の相続財産

以下は、私が結婚財産 (Heirat Guott) として妻 (アンナ・エカイン) と一緒に受け取った財産と妻の相続財産 (Örbgut) である。

(A) マルクス・エカイン (Marx Echain) から供与された金額

- ・ 5 月 17 日から 31 日にかけて、衣装代金や嫁入り支度金 (Forkong)²⁷⁾

として、 金額 (fl.)

私の妻に供与された金額 100.

私に供与された金額 200.

- ・ 9 月 18 日に、私たちに供与された金額 205.

・ 10月4日に、	”	315.	
・ 10月9日に、	”	785.	
・ 10月20日に、	”	190.	
・ 10月24日に、私たちにニュルンベルクで 供与された金額		1,000.	
・ 11月18日に、私たちに供与された金額		1,205.	
		<hr/>	
		計 4,000.	[F]

注意書き [Notta]:

私たちの婚姻取決めでは、新婦が私に3,000グルデンの嫁資〔持参金〕(Heiratgut)を提供すべきこと、そして相当額の嫁入り支度〔金〕(ein erleche forkong)と結婚費用の半分などを、この〔アウクスブルク〕市の慣習に従って、支払うべきことなどが申し合わされた。

ただし、私は〔上記の結婚諸費用の〕全額を〔表向き〕私一人で支払うものの、〔新婦の〕持参金を手にし、さらに衣服などを受け取った。

しかし、〔彼女の嫁資は〕私の婚資〔heyratgut〕より1,000グルデンも多い金額であったようだ。それ故に、もしそれ〔共通財産〕に何らかの不幸〔災難〕が生じ〔その財産を長期にわたって守ろうと欲する〕場合、しかもその被害額がほぼ〔私たちの〕相当額の婚資と同額と評価されたり、あるいは共同で支払う場合には、私たちの婚姻証書に従って、共通財産〔私たち夫婦の婚資〕から〔まず、新郎より多く持参した新婦の〕1,000グルデンが差し引かれ、そして残りの財産で対処されるべきである。

(B) エカイン家の財産分割と妻の取り分

1518年7月 〔エカイン家の財産分割〕

したがって、私の妻〔アンナ〕は結婚〔2ヵ月〕後の7月に、彼女の2人の兄弟クリストフ(Christoff)とジョルク(Jerg)との間で〔エカイン家の財産を〕分割した。ただし、彼女の母親〔アンナ・アンドルファー〕は彼女の最高の指輪とネックレス(ihre best Ring, Kettin)を前もって購入

していたので、〔その金額を差し引いた〕残りの〔エカイン家の〕財産が3人の子供たち各人に3分の1ずつ分配された。

	数量	金額 (fl.)
私の妻の取り分：		
金張りのゴブレット		
(vergilte Scheir ^{§28})	1個 (重量4マルク5ロット)	50.
銀製品 (全重量7マルク) 60.		
・銀製のグラス (silber Becher)	複数個	
・銀製の深皿 (Schälín)	複数枚	
・その他		
小さな円形の軽いネックレス		
(Kettelin)	3個	20.
極めて小さい金の指輪		
(güldin Ringlin)	若干	20.
	計	150. [G]

以上、銀の食器や金製品などを中心に、総額150グルデン(fl.)であった。

さらに、私の姑が私の妻のために〔結婚〕以前に購入した物と妻が所有している物：

妻のすべての衣服 (al Ir clayder)		
ベルト (Girtel : Gürtel)		
財布 (Seckel)		
ロザリオ (Paternoster)		
髪飾り (Horbett ^{§29}) そして同様の飾り物など		
	計	200. [H]

[S.50]

私は手元にあるこれら全ての妻の品物の価値を値踏みしてみた。その品物の中には極めて高額な値段の物もあったが、しかし中には全く価値のない物も含まれていた。私の妻もそれらの多くをしまい込んでい

た。〔私はこれらの総額を 200 グルデンと値踏みした。〕

さらに、私の妻は彼女の両親から〔以下の品々をも〕相続した。

家具 (Hausrat)

寝具 (Betgwand)

亜麻布地 (Leinen Tuch)

錫の容器 (Zingeschir)

机 (Tisch) など

計 150. [I]

私はこれら全ての相続品の価値を、時に高値に、時に安値に、値踏みした。〔私はこれらの総額を 150 グルデンと値踏みした。〕

以上、〔私が妻側の親族から受け取った結婚財産と妻の相続財産の〕総額〔F + G + H + I〕は、4,500 グルデン (fl.) であった。

† イエス・マリア 1518年 5月と 6月†

第 7 節 祝儀覚書き

1518年 (37歳) 5月そして 6月

以下は、私たちの結婚式で、誰が、何を贈ってきたのかを記録した祝儀覚書きである。

	金額 (fl.)
1. 領主ヤーコブ (Her Jacob): 聖クロイツ修道院の院長代理	
1 ドゥカーテン (Dukaten) ³⁰⁾	1 1/3.
2. 市長ジオルク・フェッター (Burgermeister Jerg Vetter)	
1 個の小さな指輪 (Ringlin)	5.
3. 領主ジオルク・トルソー (Her Jerg Torso) とその妻	
5 ドゥカーテンの蓋つき茶碗	7.
4. ヴォルフ・レーム博士 (Doctor Wolff Rem)	6.
5. コンラート・ポイティンガー博士 (D. Conrat Peutinger)	
とその妻 ³¹⁾	3.
6. 老オットー・ラウギンガー (Otto Lauginger, der alt)	3.

7. 老アントーン・ヴェルザー (Anton Welser, der älter)³²⁾ 10.
8. 老アイテルハウス・ランゲンマンテル
(Eyttelhaus Langenmantel, der alt) 1.
9. クリストフ・ヘアヴァルト (Cristoff Herwart)〔彼の妻は欠席〕³³⁾ 4.
10. マルクス・ヘアヴァルト・フォン・メミンゲン
(Marx Herwart von Memmingen) 2.
11. ヴォルフ・プフィスター (Wolff Pfister) とその妻 4.
12. ウルリッヒ・レリンガー (Uolrich Relinger) とその妻 4.
13. フィリップ・アドラー (Filipp Adler) とその妻³⁴⁾ 4.
14. アンドレアス・グランダー (Endris Grander) とその妻³⁵⁾ 5.
15. ルーカス・ヴェルザー (Lucas Welsser) とその妻 25.
16. コンラート・レリンガー (Conrat Relinger)
3 ドゥカーテンの贈り物 4.
17. 領主アノフェリウス・グレスリン (Her Enofferius Greslin):
サン・モリッツ修道院の参事会員 1.
18. ヴィルヘルム・レーム (Wilhelm Rem) 2個の花冠 2 $\frac{2}{3}$.
19. アントーン・ラウギンガー (Anton Lauginger) とその妻 3.
20. ゼーボルト・ボンガルトナー (Sebold Bongartner) とその妻³⁶⁾ 4.
21. 老ハンス・ラウギンガー (Hans Lauginger, der älter) とその妻 2.
22. 老マルクス・エカイン (Marx Echain, der alt) とその妻 6.
23. ウルリッヒ・ヴァイス (Uolrich Weys) 3.
24. マテウス・レーム (Matheus Rem) 2 ドゥカーテン 2 $\frac{2}{3}$.
25. ジョルク・フォルクマイル・フォン・ニュルンベルク
(Jerg Folkumayr von Nürnberg) 2.
- [S.51]
26. シュテファン・アンドルファー (Stefan Endorffer) とその妻 15.
27. ルーカス・レーム (Lucas Rem)
[故ギルゲン (Gilgen) の息子]³⁷⁾ 3.
28. ジョルク・フォン・アルゲン (Jerg von Argenn) 3.

29. コンラート・シュムッカー (Conrat Schmucker) とその妻 2.
30. バルトルメ・レーム (Bartolme Rem) 2.
31. アイテルハウス・ランゲンマンテル2世
(Eyttelhaus Langenmantel, der Junger) 2.
32. ハンス・ボンガルトナー2世 (Hans Bongartner, der jung) と
その妻 5.
33. ジェロニムス・レーム (Jeronymus Rem) とその妻 3.
34. アントーン・ヴェルザー2世 (Anton Welser, der Jung) と
その妻 4.
35. マルクス・エカイン2世 (Marx Echain, der Jung) とその妻 4.
36. 私の長兄アンドレス (Endris) 銀製の食器棚 (5マルク³⁸⁾) 70.
37. 私の下の弟ハンス (Hans) 銀製の水差し (2マルク) 24.
38. クリストフ・エカイン (Cristoff Echain) と弟ジョルク
銀製の鈴 (2マルク2ロート³⁹⁾) 28.
39. ルーカス・エカイン (Lucas Echain) 3.
40. アントーン・エカイン (Anton Echain) 3.
41. 主婦ジークムント・ゴッセムプロートの寡婦
(Fraw Sigmund Gossembrotin wittwe⁴⁰⁾) 10.
42. 主婦バーバラ・フォン・デインハイム (Fraw Barbara von Dynhaym)
1個の真珠で装飾した壺 15.
43. 私の母親マグダレーナ・ヴェルザー
20グルデンを私に与えようとした。しかし私は欲しく
なかった。そこで母は、祝儀として
母のサファイヤの指輪 20.
44. 主婦老ハンス・ランゲンマンテルの寡婦
(Fraw Hans Langenmantelin wittwe) 2.
45. 主婦老アントーン・ラーギンガーの寡婦
(Fraw Antoni Lagingerin wittwe) 3.
46. 主婦老ジョルク・ヘーヒシュテッターの寡婦

- (Fraw Jorg Höchstetterin wittwe) 2.
47. 主婦老トーマ・オークンの寡婦 (Fraw Toma Ochnin wittwe) 4.
48. 主婦ホーセラーの老奥方 (Fraw die alt Hosselerin)
2 ドゥカーテン 2 $\frac{2}{3}$.
49. 主婦ハンス・ヘーヒシュテッターの奥方
(Fraw Hans Höchstetterin) 5.
50. 主婦ハンス・ハインツラーの奥方 (Fraw Hans Haintzlerin) 3.
51. 主婦ジョルク・ヘーヒシュテッター 2 世の奥方
(Fraw Hans Höchstetterin Jung) 3.
50、51 の主人は参加せず。
52. 主婦バルトルメ・ヴェルザーの奥方
(Fraw Bartolme Welsserin) 3.
53. 主婦マテウス・レームの寡婦 (Fraw Matheus Remin Wittwe) 3.
彼女は田舎に引き籠もっていたが、しかし 3 グルデン
を贈ってきた。そこで私は彼女に〔北フランスの〕都
市アラス (Arras) 産のサージ (Rasch) [4 グルデンぐら
いの価値] を与えた。
54. 領主ヴァイゴンド・フォン・ディンハイム
(Her Weigond von Dynhaim) 銀製の茶碗 (12 ロート) 11.
55. 領主ジョルク・フォン・エルス (Her Jörg von Els)
小さい指輪 1 個 6.
56. 領主ヤーコブ・ヴェルザー (Her Jacob Welsser)
ニュルンベルクからの送金 10 ドゥカーテン 14.
57. 老ハンス・ボンガルトナー (Hans Bongartner, der alt)
[彼の妻は病気] 10.
58. ハンス・グートラット (Hans Guotratt) とその妻
ニュルンベルクからの銀製の美しい口ザリオ (7 ロート) 8.
59. 主婦ウルリッヒ・エキンガーの老奥方
(Fraw Uolrich Echingerin, die alt) ウルムからの送金 5.

[S.52]

60. 聖ウルリッヒ女子修道院の尼僧院長 (Priorin) と
同女子修道院の私の妹マグダレーナ
デリングェン (Dellingen a.d. Donau) からの銀製の
ロザリオ 1 個と線画 (Zaichen) 2 枚 3.
61. 聖カタリーナ女子修道院在住の主婦
バーバラ・アンドルファーとフェリックス・アンドルファー
(Fraw Barbara u. Felix Endorfferin)
銀製の小さな鈴 (Schelin) 1 個と指輪 1 個 4.
62. 聖カタリーナ女子修道院の尼僧院長であるヴェルザー家出身者
線画 (Zaichen) 1 枚 1.
63. 聖カタリーナ女子修道院の修道女たるグレスラー家 (Gresslerin)
出身女性 絵画 (Bild) 1 枚 1.
-
- 計 424 $\frac{1}{3}$ 。(41)

私の結婚式で受け取った祝儀金額は、総計で 424 $\frac{1}{3}$ グルデン (fl.) であつた。

(注)

- (1) ジョルク [=ゲオルク]・フェッターの市長職在任は、1505、07、09、11、13、15、17、19、21 年の各年であった。なお、彼は 1536 年に死亡した (G. Grünstedel, G. Hägele u. R. Frankenberger (Hg.), *Augsbueger Stadtlexikon*, 2. Auflage, Augsburg 1998, S.967. 以下、*ASL*. と略記する)。
- (2) ヴァイス家は 16 世紀初期以降、大商人として現れた。ウルリッヒ・ヴァイスは 1468 年に誕生し、1542 年に死亡した。1510 年に同じ豪商のイムホーフ家のウルズラ (Ursula Imhof) と結婚し、さらに 1514 年頃にはアキレイヤ地方でのサフラン取引に従事していたことが確認されている。また 1539 年には商人ツunftの代表として市参事会のメンバーに選出されていた (*Ibid.*, S.919)。
- (3) アンドルファー家は 1371 - 1668 年にかけてアウクスブルク市で確認できる商人にして都市貴族の家系である。1538 年に都市貴族に列せられた。なお、このシュテファン 1 世は 1559 年に死亡した (*Ibid.*, S.380)。
- (4) ポンガルテン家は Paumgartner 家とも記されている。同家はおそらく低地フランケン地方の貴族家系に由来し、15 世紀末期の頃にニュルンベルク市を經由してアウクスブルク市に移住してきた。このハンス 1 世は 1455 年にニュルンベルク市で生まれ、1527 年にアウクスブルク市で死亡している。彼は 1485 年に大商人レーリンガー家のフェリジタスと結婚し、この事によりアウクスブルク家系の創始者になった。彼は交易の他に、チロール地方での鉱山業や両替商などを営み、この点から生じたハプスブルク家との関係から巨万の富を築き上げ

- た。また彼は1498年にフッガー家やゴッセムプロート家(Gossembrot)と一緒に銅のシンジケートを結成し、1505年にはヴェルザー家と組んで東インド交易へ資本参加していた(*Ibid.*, S.275)。
- (5) この語(mäll)は祝宴、披露宴ないし饗宴(Mahlzeit, Gasterei)の意味である〔原注246〕。
- (6) ほぼ8日間続いた祝宴/披露宴〔の催し物〕には、騎士の闘技(ein Ritterspiel)たる、いわゆる馬上槍試合(stechhof)もあった。それは、クリストフ・エカイン(Christoph Echain)とマルクス・プフィスター(Marx Pfister)の両者によって行われた馬上槍試合であった。クリストフ・エカインは〔この試合に勝利し〕褒美として5グルデン相当の小さな指輪を手にした〔原注247〕。
- (7) Lindisch Tuochとは、ライデン産の布地〔織物〕(Tuch aus Leyden)の意味である〔原注257〕。
- (8) エレ(Elle)は布地の長さの単位で、当時のアウクスブルクの1大エレ(Große Elle)は約60.95cm、1小エレ(Kleine Elle)は約59.24cmであった(*ASL.*, S.979)。
- (9) ジャケットは、グリム編『ドイツ辞典』によると、14世紀後半に、市民の衣服の一部になり、それ以降300年にわたりそのようなものとなった。本来のジャケットは短いものであったが、やがて長いものも現われた。そして16世紀には、またその後も、ジャケットは市民や傭兵の間では、不可欠な衣服の一部になった。もちろん、そのジャケットの上にさらに上着(Tapart, Schaubе, Mantel)を着る習わしになっていた(*Deutsches Wörterbuch von Jacob u. Wilhelm Grimm*, reprint, München 1984, Bd. 27, S.1456-1459)。
- (10) この語(Nachhoff)は結婚式を終え、その後8日間にわたって催される披露宴・祝宴(Nachhochzeit)の意味である〔原注249〕。
- (11) この語(Stamet)は、Sammet〔ビロード〕と混同してはならない。これは一般的にベルン産(Pernisch)のシュターメット〔目の細かい布地〕であり、一種の織物(eine Tuchart)である。Österreichisches Archiv 14. Band II. S.291, Herausgegeben von der kaiserlichen Akademie der Wissenschaften in Wienを参照。
1514年に、ウルムの商人マルチン・シェラー(Martin Scheller)がイタリア産の晒(さら)し布(Walchen)を〔イタリア北部の〕コモ(Como)から持ち出し、そしてウルム市で、コモ地方で作られているのと同じ、シュターメッティ(Stametti)と呼ばれるイタリア〔ヴェルシュ〕的方法で(auf die Welsch Art)織物を作らせた〔原注250〕。
- (12) 指輪の意味については、さしあたり、浜本隆志『指輪の文化史』(白水Uブックス、2004年)を参照。
- (13) 40ハンガリー・ドカーテン金貨の他に、ルーカス・レームはさらに36グルデン金貨(Goldgulden)をも支出していた〔原注251〕。
- (14) この語(gemechel Ring)は結婚指輪(Ehering)を意味する〔原注252〕。
- (15) この語(Brunen Kette)は婦人の胸衣のレースにまで達するネックレス(Brustkette)を意味する。なお、ブリュンネ(Brünne)、ブリュニエ(Brünje)ないしはブライスケット(Preiskette)とも呼ばれた〔原注253〕。
後者のブライスケットなる語は、グリム編『ドイツ辞典』によると、シュワーベン/アウクスブルク地方の方言であり、婦人の胸衣にまで達する長い銀製のネックレスである(*Deutsches Wörterbuch von Jacob u. Wilhelm Grimm*, Leipzig 1860, Bd. 13, S.2097)。
- (16) この語(Breigoff)は花嫁が花婿へ贈る贈り物を意味する。結婚式の前日に、花嫁が花婿に〔以下のような〕一般的な贈り物を贈っていた。それは、1個の帽子、2枚のカフス付きのシャツ(Manschettenhemden)、複数個のシャツのボタン(Hemdknöpfe)、複数本の靴紐と襟飾り紐(Schuh-u.Halsschnallen)、2足の絹の靴下(zwei Paar seidenen Strümpfen)そして複数個の手袋(Handsuhen)、2個の指輪(zwei Ring)である〔原注254〕。

(17) この語句 (in als) は合わせて / 合計して (zusammen) 全体で (in Ganzen) そして全部で (in allem) などの意味である〔原注 256〕。

なお、編者 B・グライフは原注 (256) と次の原注 (255) を取り違えて記載していた。

(18) この語句 (ein geschwänzten hochzeit Rock) は裾の長いウェディングドレス [尾のある衣装 : Kleid mit Schleppe] である〔原注 255〕。

(19) シャウベ (Schaube) は男性・女性双方が着用する上半身用の高価なマントであり、一種のジャケット (Wams) であり、フランスのジュッペ (franz. Juppe) である (Schmid schwäbisch. Lexic. S.453)。

16 世紀初頭の頃に、男性の外套 [マント] (Oberrock) はトラッパルト (Trappart) とシャウベ (Schaube) の 2 種類があった。前者は古い型のもので前が閉じられており、それゆえに頭から被る [貫頭衣] 形式のものであった。これに対して後者のシャウベは前が上から下まで開いた [前開き / 前合わせ] 形式のものであった。後者のシャウベは 16 世紀を通して、前者のトラッパルトを駆逐した。一般にシャウベには毛皮が裏地や縁飾りとして利用されていた (Falke Trachten- und Modewelt. I.301)〔原注 258〕。

(20) この語句 (ain hemet mit gold) は、「グルデン・シャツ」(Guldenhemd) と呼ばれ、シャツの襟元に金糸が縫い込まれて襟飾りが施されたシャツである。

15 世紀末期頃には、男性のジャケット (Jacke od. Warms) は襟元が広く開いていたが、そのためにシャツの [外から見える] 露出した部分に刺繍を施し、そしてこの胸飾りによって、その豪華さが一層強く引き立った〔原注 259〕。

(21) このマルティン・フランツなる人物はルーカス・レーム商会の最古参の社員であり、商会設立時の 1518 年から 1528 年までの 10 年間で勤めあげた人物である。この点は、同「日記」第 9 章「社員の採用覚書き」を参照のこと。なお、彼については、第 2 章の注 (136)「本誌」第 13 号 (2004 年) 144 ページをも参照。

(22) この語 (Stichel) は馬上槍試合 (Stechhof) での槍持ち (Speertrager, hastiferi) の意味である。このことから笛手 (Pfeifer) や鼓手 (Trommelschläger) の存在も説明がつく (Schmeller a.a.O. III. S.609)〔原注 260〕。

(23) ガーブルト (Gäbgelt) とは結婚式の際の贈り物、特に、結婚式に招待された下男、下女たちや親族から受け取った贈り物である。これらの贈り物は大雑把に値踏みされ、そしてその評価額に応じて、1 グルデンにつき 3 クロイツァ (Kreuzer) の割合で、贈り主たちにお返しがされていた〔原注 261〕。

(24) エッゲンベルガー家は 1487 年から 16 世紀末までアウクスブルク市での存在が確認されている。同家は 1487 年にアウクスブルクの「旦那衆の寄合」(Herrenstube) に加入が許され、さらに 1538 年に都市貴族に列せられた。クリストフは 1487 年レオンハルト・ランゲンマントルの娘ラーダウとの結婚によってアウクスブルクの市民権の獲得と「旦那衆の寄合」への加入が認められた。この結婚は、おそらく、ゲオルク・ゴッセムブロート (G. Gossembröt) と結婚していた彼の姉ラーデグント (Radegundis) の仲介によるところが大きい (ASL., S.373)。

(25) ホノルト家は 1440 年から 1592 年までアウクスブルク市での存在が確認されている。同家は 1440 年に「旦那衆の寄合」(Herrenstube) に加入が許され、さらに 1538 年に都市貴族に列せられた。ただし、アントーンは確かに 1477 年に弟ペーター (Peter) と共にカウフボウレン (Kaufbeuren) に戻ってはいったが、しかし 1496 年に死亡していた。この点で本「日記」の叙述と矛盾している。

なお、このアントーンの子息であるウルリッヒ 4 世は 1508 年にヴェルザー = フェーリン商会の社員になり、さらに 1518 年のルーカス・レーム商会設立に参加した人物である。彼の弟フェリックス (Felix) はフッカー家の代理商 (Faktor) として活躍した (ASL., S.516)。

(26) このボイラ (Beyra) はアウクスブルク市から南西に約 60km に位置するカウフボウレン

- (Kaufbeuren) である〔原注 263〕。
- (27) この語 (Forkong) は持参金、嫁入り支度 (Aussteuer) に属する物である〔原注 264〕。なお、第3章注(14)「本誌」第14号(2004年)、137ページをも参照。
- (28) この語 (Scheir) は台付き杯 (ゴブレット: Pokal) であり、あるいは台座 (脚) や蓋の付いた杯 (Becher mit Fussgestell u. Deckel) を意味する (Schmeller, Wörterbuch III. S.392)〔原注 265〕。
- (29) この語 (Horbett/Harbet) は高貴な婦人の額の周りに付ける細長い花冠の形をした髪飾り (Kopfputz) である。メミンゲンでは、それらは「ベルリンの小さな花冠」(Berlinkranzlin) とも呼ばれている。またその髪飾りの役割は前髪を束ねることであった。高貴な婦人方はこの髪飾りにパールや宝石などを散りばめて飾り立てていた〔原注 266〕。
- (30) ドッカーテン (Dukaten) とは初めはイタリアのヴェネツィアで鑄造された良質金貨であったが、教皇の収税官によってドイツにもたらされ、ドイツでは金属の材質にしたがってグルデン (Gulden) と呼ばれた。ドイツのグルデンは1419年以降、ドゥカート貨の4分の3ぐらいの価値しかなかった〔J・クーリッシュェル (増田四郎監修)『ヨーロッパ中世経済史』(東洋経済新報社、1974年)の508 - 509ページを参照〕。
- (31) ポイティンガー家は1364年から18世紀までアウクスブルク市での存在が確認されている。1538年に都市貴族に列せられた。これは、コンラード4世(1465年10月16日に誕生し、1547年12月28日に死亡)の功績によるところが大きい。彼はイタリアで法律学を学び、同地でヒューマニズム(人文主義)の息吹にも触れた。また彼は1498年にマルガレータ・ヴェルザーと結婚し、さらに1495 - 1534年までの39年間、アウクスブルク市の書記として、同市の政治の節目毎に参与した人物でもあった(ASL, S.708-709)。
なお、彼の結婚と家族については、H. Záh の論文 (Konrad Peutingger und Margarete Welsler—Ehe und Familie im Zeichen des Humanismus, in: M. Häberlein (Hg.), *Die Welsler*, Berlin 2002, S.449-509) を参照。
- (32) アントーン・ヴェルザーについては、第2章の注(17)「本誌」第12号(2003年)、162ページを参照のこと。また、「アウクスブルク都市辞典」のヴェルザー家の項目(ASL, S.922-924)を参照のこと。
- (33) 結婚式にはクリストフ・ヘアヴァルトだけが出席し、彼の妻は欠席していた。同ヘアヴァルト (Herwart) 家は有名なアウクスブルク商人の家系である。すでに、1429年に、ハンス・ヘアヴァルト (Hans Herwart) は、その当時最も豊かな豪商とみなされていたウルリッヒ・アールツト (Ulrich Arzt) の大規模な交易に参加していた。
このウルリッヒ・アールツトなる人物については、ジェンク (Zenk) が彼の年代記の中で「人々は彼ウルリッヒ・アールツトの所有財産を4万グルデンと評価していた」と記していた〔原注 267〕。
- (34) 同フィリップ・アドラー (Philipp Adler) は1461年シュバイアで生まれ、1480年代の半ばにアウクスブルク市に移住し、そして製塩業者のツンフトに加入した。彼の初婚(1484年)の相手はヴェロニカ・シュタムラー (Veronika Stammer) であり、再婚の相手はアンナ・エーエム (Anna Ehem) であった。1489年にヴェネツィアで、1491年にはフランクフルト・アム・マインでヴォルフ・ブリューム商会 (Handelsgesellschaft Wolf Blüm) での彼の活動が確認されている。彼は1500 - 31年にかけて拡大ラートの構成員として、また1510 - 29年にかけては商人ツンフトの代表と小ラートの構成員として活躍した。彼は徴税官やワイン消費税徴収官にも就任していた。こうして1500年頃には、アウクスブルク市の極めて裕福な市民10人のうちの1人になった。事実、彼は1496年に「旦那衆の寄合」(Herrenstube) への加入が許されていた (ASL, S.223-224)。
- (35) グランダー家は1428年から1531年までアウクスブルク市での存在が確認されている。1457年に「旦那衆の寄合」(Herrenstube) への加入が許された。アンドレアス〔1460年頃に

- 誕生し、1531年に死亡)は若い頃にすでに同商会の社主(Kopf)となり、彼の義兄弟であるコンラート・レーリinger 8世とその甥たるヨハン・ホノルト2世らと一緒に活躍した。そして4人目の社員(共同経営者)としてペーター・ホノルトを採用した。同家の交易の中心はヴェネツィアであり、同地でサフラン交易に従事した。なお、彼はヴェネツィアのドイツ商館(Fondaco dei Tedeschi)に入室を所有していた(ASL, S.451-452)。
- (36) この家系はバウムガルトナー(Paumgartner)家とも記され、ニュルンベルクにも拠点を持っていた。アントーン・バウムガルトナーが1465年に破産した。彼はザクセン大公に対して水銀と引き換えに30万グルデンの債務を負っていた(cf. Mülchs Cronik sub anno 1465)[原注268]。
- (37) ギルク・レームは1535年9月14日、51歳で死亡している。この叙述の1518年段階では、ギルクはまだ生存していたので、この箇所の「故ギルク」(Gilgen seligen)は誤記の可能性があると思われる。なお、第2章の注58)「本誌」第12号(2003年)169ページを参照のこと。
- (38) 当時の銀の重量単位で、アウクスブルク市の1マルク(Mark)とは、約236.0gである(ASL, S.980)。
- (39) 当時の銀の重量単位で、アウクスブルク市の1ロット(Lot)とは、約14.75gである(ASL, S.980)。
- (40) この寡婦の夫たるジークムント・ゴツェムプロートとは、1500年に死亡したジークムント3世であった。彼は1483年にチロール大公ジギスムントと、同地での銅1,000ゼントナー(Zentner: 1ゼントナー=約49.1kg)の採掘契約を締結した。また皇帝マキシミアン1世とアウクスブルクの商人たちとの銀の採掘をめぐる組合に、さらに銅をめぐるシンジケート構築への試みにも参画した(1498/99年)。1498年にはアウクスブルク市で第3位の財産家になった。また彼は1484-1500年まで9回、市長職に就任した。しかし、彼の死後、確かにジークムントの寡婦は依然として同家の財産が増え続けているのを目の当たりにしてはいたが、同家の経済上の指導的役割はフッガー家に奪われることになる。同寡婦の死後、同家に残された財産は、1488年に同ゴツェムプロート家のウルズラと結婚したルーカス・ヴェルザーのものとなったからである(ASL, S.449-450)。
- (41) ルーカスはこの統計を422グルデンと誤記している。正しくは424 $\frac{1}{2}$ グルデンである。

(衣装に関する参考文献)

- 丹野郁 『西洋服飾発達史 古代・中世編』(光生館、1958年)。
『西洋服飾発達史 近世編』(光生館、1960年)。
- 田中千代 『服飾事典(増補版)』(同文書院、1978年)。
- R・ターナー・ウィルコックス(石山彰訳) 『モードの歴史』(文化出版局、1979年)。
- R・L・ピセツキー(池田孝江監訳) 『モードのイタリア史 流行・社会・文化』(平凡社、1987年)。
- P・ラクロワ(鶴野千鶴記編) 『ヨーロッパ中世服飾史』(臨川書店、1990年)。
- 徳井淑子 『服飾の中世』(勁草書店、1995年)。
- H・F・ローゼンフェルト/H・ローゼンフェルト(鎌野多美子訳) 『中世後期のドイツ文化』(三修社、1999年)。
- 徳井淑子編訳 『中世衣生活誌』(勁草書房、2000年)。
- (饗宴に関する参考文献)
- S・メネル(北代美和子訳) 『食卓の歴史』(中央公論社、1989年)。

K・スチュワート（木村尚三郎監訳）『料理の文化史』（学生社、1990年）
M・P・ゴズマン（加藤恭子／平野加代子訳）『中世の饗宴』（原書房、1991年）

第5章 親族たちの結婚式などで贈った祝儀とその贈り先

†イエス・マリア 1518年†

以下は、私が〔私の親族たちの〕結婚式などで贈った祝儀とその贈り先である。

1518年〔37歳〕 金額（fl.）

9月14日 ベアベル・オプトリン（B. Optlin：私の母の乳母） 1⅓.

10月16日 私の弟、ギルク博士（Doctor Gilg）¹⁾

私たち兄弟3人が美しいテンの毛皮の上着（mörderin Rock）

1着²⁾ 75グルデン9シリングの価格 を贈る。

私の分担額 25⅔.

（1513年、彼が博士になった時に、私はすでに彼に15グルデンを贈っていた）

1519年〔38歳〕

6月20日 フェリックス（Felix：コンラート・ポイティンガー博士

〔Doctor Conrat Peutinger〕の娘³⁾

死装束（einschlaf）の代金⁴⁾ 1.

1520年〔39歳〕

1月23日 バーベル・ヴァイス（Barbel Weissin：

市長ジョルク・フェッター〔Burgermeister Jörg Vetter〕の娘） 3.

2月13日 私の弟ハンス（Hanssen）⁵⁾ 金貨で（in goldt） 40.

注意書き〔Notta〕：

1510年に、私は長兄アンドレスの妻に60グルデン以上の価値のある指輪エスマラルド（Esmirald）を贈っていた。

10月16日 レオンハルト・イムホーフ（Leonhart Imhof）

モニカ・ボンガルトナー (Monica Bongartnerin) 5.

[S.53]

1521年〔40歳〕

2月4日 ジョルク・イムホーフ (Jörg Imhoff)

エルスベット・フィシャー (Elsbet Fischerin) 1 $\frac{1}{3}$.

2月11日 マテウス・エカイン (Matheus Ochäin)

ゾイジリア・シュルツァー (Seujlia Sultzerin) 3.

4月28日 ジョルク・アンドルフアー (Jörg Endorffer)

アンナ・ヘアヴァルト (Anna Herwartin)
ルビーの板絵 (Rubintafel) 11.

5月14日 クリストフ・エカイン (Cristoff Öchain)

アンナ・レーリンガー (Anna Relingerin)
私の妻からの贈与 2.

8月6日 ジークムント・ヴェルザー (Sigmund Welsser)

ウルズラ・レート (Ursel Roetin) 私の妻からの贈与 3.

1522年〔41歳〕

1月19日 ハンス・フェークリン (Hans Vöchlin)

アフラ・ヘアヴァルト (Afra Hörwartin) ウルム市で贈与 4.

11月12日 ヴィルヘルム・フェッター (Wilhelm Vetter)

婦人ウルズラ・ツィークラー (Frau Ursel Zieglerin) 1.

私の妻は長男出産(10月5日)後であった。
また私はニュルンベルク市に滞在していた。

1523年〔42歳〕

8月4日 エレーナ・ヴェルザー (Elena Welser) ガブリエール・

イムホーフ (Gabriel Imhof) ニュルンベルク市で贈与 5.

私は彼女らの結婚式のために、馬でニュルンベルク市を
訪問⁽⁶⁾。

1524年〔43歳〕

1月12日 ジークムント・ランゲンマントル (Sigmund Langenmantel)

- アンナ・ボンガルトナー (Anna Bongartnerin) 2¼.
- 1月20日 親方ハンス・ハック (Maister Hans Hack §7)
- ウルズラ・レーム (Ursel Remin) 3.
- 4月4～5日 私の義兄弟シュトツフェル・エカイン (Stoffel Echäin)
- カタリーナ・イムホーフ (Catarina Imhoff)
- 現金で贈与 (Tuot bar) 63.

結婚式はケルン市で挙行され、私も出席した⁽⁸⁾。

私はジョルク・エカイン (Jörg Echäin) と私の商会との連名で、14⅜ マルク銀貨 (Mark Silber) を贈与した。そのうち、私の分担金は48 グルデンである。

私はさらに新婚夫婦に1着の上着 (Rock) と幾らかの布地⁽⁹⁾をアントウェルペンで〔購入し、これらを〕贈った。これに対して、彼らは私と妻に立派な反物 (Stuck) を引き出物として (Breygoff) 彼らなりの習慣に従って、送ってきた (商会への私の分担額は、上記以外に、13 グルデンである)。

- 6月21日 フランツ・ヴェルザー (Frantz Welsser)
- アンナ・アドラー (Anna Adlerin) 私の妻からの贈与 3.

1525年〔44歳〕

- 2月14日 メルカー・ジーター博士 (Doctor Melcher Siüter)
- コンスタンツィア・ポイティンガー (Constanzia Peutinger §10) 3.

1526年〔45歳〕

- 1月15日 ハンス・ニッティンガー・フォン・メミンゲン (Hans Nitinger von Memmingen) ドロテア・レーム (Dorothea Remin : バルトロメ・レーム〔Bartholome Rem〕の娘) 2.

- 1月17日 ヴォルフ・ツィリアクス (Wolff Ziriacus :
ポールハイム領主にして書記〔Her zu Polhaim, Secretari〕)
- アンナ・クーグララー (Anna Kuglerin) 1½.

[S.54]

- 1月24日 ジョルク・シュテーベンハーバー (Jörk Stebenhaber)
- マドレン・ヘアヴァルト (Madlen Herwartin) 3.

- 8月7日 ハンス・ヴェルザー・フォン・ニュルンベルク
 (Hans Welser von Nürnberg) ベアベル・アドラー
 (Bärbel Adlerin) 4½.
- 9月16日 私の弟ギルク・レームのキームゼー司教
 (Bischof von Kemse §¹¹) 就任祝い。私の分担額 15.
 私は兄アンドレス、弟ハンスそして母との連名で、晴れがましい司教職に就任した弟に祝儀を贈った。私は3頭の馬で十分な準備をさせて、弟の就任式に駆けつけようと思ったのだが、病気になる〔て欠席し〕た。
- 9月17日 ヨハン・ランゲンマンテル (Johan Langenmatel)
 ヴェロニカ・ヴェルザー (Veronika Welser) 3½.
- 1527年〔46歳〕
- 3月12日 ウルリッヒ・ヴェルザー (Uolrich Welser)
 サビーナ・レーリンガー (Sabina Relinger) 3½.
- 9月9日 コンラート・ロート (Conrat Rott §¹²)
 エレーナ・ボンガルトナー (Elena Bongartnerin) 3.
- 1528年〔47歳〕
- 6月22日 ハンス・ヤーコブ・ヒュムピス (Hans Jacob Hümpis)
 ウルズラ・ヘルラー (Ursel Hörlerin) 1個の指輪の価格 9.
 私は妻と一緒に下男下女を伴って、馬でリンダウを訪問⁽¹³⁾。
- 7月24日 ヨーゼフ・ヘーヒシュテッター (Joseph Höchstetter)
 ベニグナ・アドラー (Benigna Adlerin) 3½.
- 1529年〔48歳〕
- 6月2日 レオンハルト・シュタムラー (Leonhart Stamler §¹⁴)
 マリガレータ・レースラー (Margrita Röslerin : 私の弟ハンスの
 寡婦〔Wittwe〕であった) 5枚の金貨 (5 gold) 5¾.
- 1530年〔49歳〕
- 2月8日 パルトウス・ランガウアー博士 (Doctor Baltus
 Langauer §¹⁵) ベアベル・レーム (Bärbel Rämmin) 3.

7月19日 ハンス・ツァンクマイスター (Hans Zangmaister)
 アンナ・レーム (Anna Remin)¹⁶⁾
 2個の美しい塩壺 (Saltzfas) 11 $\frac{1}{6}$.

1531年〔50歳〕

1月11日 ジョルク・ギエンガー (Jerg Gienger)
 ベアベル・ヘーアラー寡婦 (Bärbel Hörler Wittwe) 4 $\frac{1}{2}$.

10月9日 レオンハルト・レーリンガー (Leonhart Relinger)
 エレーナ・ヴェルザー (Elena Welser) 3 $\frac{1}{4}$.

1532年〔51歳〕

6月19日 私の義兄弟ジョルク・エカイン (Jörg Öchain) アンナ・
 ハインツェル (Anna Haintzel : ベーター・ハインツェルの娘)
 銀製の美しい高脚杯 (Köpflin)¹⁷⁾の価格 31 $\frac{1}{3}$.

挙行された結婚式では贈り物のやり取りはあったが、
 礼帯の着用 (Scharpf) は禁止。

私はその後 (1533年7月15日) に銀製の美しい高脚杯を、
 しかも両家の紋章を付けて贈った。この重量は2マルク
 (Mark) 3ロート (Lot) 2クイント (qt. = quint)¹⁸⁾である。

12月10日 ヴィルヘルム・メルツ (Wilhelm Mörtz)¹⁹⁾ 私の兄
 アンドレスの娘アフラ (Afra) 10枚の金貨 (10 in gold) 11.

挙行された結婚式での贈与は禁止。しかし私は翌新年に、
 彼らの好きな物の購入にと金貨で10グルデンを贈った。

[S.55]

1534年〔53歳〕

11月16日 アントーン・ツォルナー・フォン・ニュルンベルク
 (Anton Zolner von Nierenberg) 私の兄アンドレスの娘
 スザンナ (Zusanna) 10枚の金貨 (10 in gold) 11 $\frac{1}{3}$.

結婚式はアウクスブルク市で挙行された。
 その際の贈与は禁止。しかし私は翌新年に
 彼らに金貨で10グルデンを贈った。

総計 308 $\frac{1}{60}$ ⁽²⁰⁾

〔編者ベネデクト・グライフの〕コメント (Bemerkung):

ここで、ルーカス・レームによる祝儀一覧表は終わっている。彼がさらに続けて表記する意思があったことは、彼がこの支出総額を〔一時的に〕締め、そしてさらに2枚の〔日記〕用紙を空白のままにしておいたことから明らかである。その他にも、1534年から1540年にかけて、本家および傍系親族の者たちの結婚に伴う、さらなる祝儀としての支出が生じなかったと想定することもできないからである。

(第6章へ続く)

(注)

- (1) ギルクはルーカス・レーム2世(1438 - 96年)の四男であり、本「日記」の執筆者たるルーカス・レーム3世(二男)の二番目の弟である。家族構成については、第1章「本誌」第10号(2002年)、153ページを参照。またギルクの経歴については、第2章「本誌」第12号(2003年)、169ページの注(58)を参照。
- (2) これは、貂(テン)の毛皮を材料にした上着(Pelzrock von Marderfellen)である。おそらくこの頃に、彼はパッサウの司教座聖堂参事会員(Canonicus)になったのであろう〔原注269〕。
- (3) ボイティンガー博士は1547年12月28日に死去〔享年82歳〕したが、妻マルガレータ・ヴェルザーとの間に9人〔これらは成人した子のみ〕を儲けた。このフェリックスという娘は嬰兒で死亡したようである(Helmut Zäh, Konrad Peutinger und Margarete Welser—Ehe und Familie im Zeichen des Humanismus, in Mark Häberlein (Hg.), *Die Welser*, Berlin 2002, S.451)。
- (4) この語は、現代語ではEinschlafないしEinschlafであり、上着、衣装の意味である。〔ただし〕この箇所では、死装束(Sterbehemd)の意味である。このコンラート・ボイティンガーの娘は結婚せずに死亡した(Veikth hisor. vitae C. Peutingeri S.26, und Schmid's Wörterb. 466を参照)〔原注270〕。
- (5) ハンスはルーカス・レーム2世(1438 - 96年)の三男であり、本「日記」の執筆者たるルーカス・レーム3世(二男)のすぐ下の弟である。家族構成については、第1章「本誌」第10号(2002年)、153ページを参照。
- (6) ルーカス・レーム3世はアウクスブルク市を7月29日に発って、7月31日にニュルンベルク市に到着し、8月24日まで滞在していた〔第2章「本誌」第13号(2004年)、123ページを参照〕。
- (7) このハンス・ハックはしばしばハーグ(Hagg)とも記されている。彼はデンケルスビューール(Dinkelsbühl)出身であり、当時はアウクスブルク市の書記(Stadtschreiber)であった〔原注271〕。
- (8) この義兄弟の結婚式への参加については、第2章「本誌」第13号(2004年)、123ページの1524年の項目を参照のこと。
- (9) ルーカス・レームはここでは正確な数字を記さず、幾らかの(xy)布地と記している。おそらく、この布地はベルン産(Bernertuch)であり、さらに長さは10エレ(Ellen)であったと思われる〔原注273〕。

- (10) 彼女はボイティンガー家の長女であり、1502年2月12日に誕生し、1547年6月29日に死亡している (H. Záh, *op. cit.*, S.451)。
- (11) Kemse とはキームゼー (Chiemsee) である。ギルクが司教就任した際に、彼らはジョルクに祝儀を贈っていた〔原注 274^a〕。本章の注 (1) をも参照のこと。
- (12) ロート家はウルム市からの移住家系である。コンラート・ロート1世の初婚 (1527年) の相手はエレナ・ボンガルトナーであり、再婚 (1536年) の相手はカタリーナ・ヴェルザーであった。彼は1538年に都市貴族に列せられ、弟エラスムスと一緒に商業活動で成功した。彼は1541年にアウクスブルクで死亡した (ASL, S.765)。
- (13) ウルズラ・ヘルラーの結婚式への参加については、第2章 「本誌」第13号 (2004年) 125ページの1528年の項目を参照のこと。
- (14) シュタムラー家は、1529年から17世紀までアウクスブルク市での存在が確認されている。同レオンハルトはウルム市の都市貴族ジークムント・シュタムラーの息子であり、1529年マルガリータ・レースラーとの結婚によってアウクスブルク市民権を獲得し、「旦那衆の寄合」への参加が可能となった。1538年に都市貴族に列せられ、1549年に拡大ラートの構成員になる。また1556 - 58年には小ラートの構成員であった (ASL, S.844)。
- (15) このバルトス (バルタザール: Balthasar)・ランガウアー (本来は、ランゲンアウアー: Langenauer) は法学者であった。ダイバハ (Deybach) は同家の所領であったので、同家は自らのサインを「ランゲンアウアー・フォン・ダイバハ (Langenauer von Deybach)」と署名していた〔原注 274^b〕。
- (16) ツァンクマイスター家はメミンゲン出身の家系で、15世紀中期までフランスへの大鎌輸出に従事し、またスイスでも営業活動をしていた。同家が大きく飛躍するのは、エーベルハルト1世の指導の下にあった16世紀の最初の10年間であった。やがて経営の重点は織物業と綿花輸入業のそれに移っていった。これと並行して、同家は鉄、香辛料そして奢侈品をも商った。支店はアウクスブルク、カウフボウレン (Kaufbeuren)、ビーベラッハ (Biberach)、ベネツィアそしてリヨンにあった。そのリヨンにエーベルハルト1世は1529年に居を構えた。1511年に、彼の弟ハンス1世がアウクスブルク市に移住し、独自の商会を設立した。同商会は16世紀中期にリヨンで大量のフランス王室の公債を引き受けた。1553年には、フランス国王アンリ2世 (1547 - 59年) はツァンクマイスター商会に9万9,400クローネという大金を借財していた。しかし、フランス王国の国家銀行の破産〔債務支払い停止〕の煽りを受けて、同商会は1560年に破産した。この破産で、兄弟たち (エーベルハルト1世の息子たち: ハンス2世、エーベルハルト2世、カスパール) の商会も支払い義務から連鎖倒産の憂き目を見た。ハンス2世は1530年にアンナ・レームとの結婚によってアウクスブルク市民権を獲得し、同地で妻の実家の商会を引き継いだ (ASL, S.941)。
- なおフランス王室の債務支払い停止については、諸田実『フッガー家の時代』(有斐閣、1998年)の第5章を参照のこと。
- (17) これは小さな高脚杯 (Becher) ないしは台付き杯 (Pokal) である〔原注 275〕。
- (18) qt. (Quent/Quint) とは銀の重量単位で、当時のアウクスブルク市では1クイントは3.69gであった (ASL, S.980)。
- (19) このヴィルヘルム・メルトスは鰥夫 (男やもめ: Wittwer) であった。彼および彼の妻については、2枚の美しく描かれた肖像画 ハンス・ホルバイン (Hans Holbein) 作が存在する。この肖像画は目下のところアウクスブルク市のマクシミリアン博物館に展示されている〔原注 276〕。
- (20) ルーカスはこの総計を309% グルデンと誤記している。正しくは308% グルデンである。